

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年12月 2 日火曜日 第1514号

\Diamond	目	次	\Diamond
	告	示	
MZ -	A-7 4T		

新たな土地改良事業の施行の認可(2件)	1213
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧	1213
町営土地改良事業の施行の同意	1213
村営土地改良事業の施行の同意(2件)	1213
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(2件)	1213
解除予定保安林	1214
公告	

争議行為の通知の公表......1214

. _

告 示

○愛媛県告示第2202号

 \bigcirc

 \bigcirc

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第48条第 1 項の規定により、丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・徳能地区)の施行を平成15年11月20日認可した。

平成15年12月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2203号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、宇和町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・小原地区)の施行を平成15年11月20日認可した。

平成15年12月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2204号

新居浜市角野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 新居浜市角野土地改良区土地改良事業 (維持管理)計画書の写し
- (2) 新居浜市角野土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間

平成15年12月3日から平成16年1月7日まで

3 縦覧場所 新居浜市役所

○愛媛県告示第2205号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、伊方町から協議のあった町営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(農道)・仁田之浜地区)の施行に平 成15年11月20日同意した。

平成15年12月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2206号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、日吉村から協議のあった村営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・上鍵山地区)の施 行に平成15年11月20日同意した。

平成15年12月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2207号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、内海村から協議のあった村営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(農道)・須ノ川地区)の施行に平成 15年11月20日同意した。

平成15年12月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2208号

宮窪町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・大崎地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・大崎地区)計画書の写し
- (2) 宮窪町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成15年12月3日から平成16年1月7日まで

3 縦覧場所

宮窪町役場

○愛媛県告示第2209号

久万町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土 地改良事業(農道)・横通地区)の施行は、適当と認められ るので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年12月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

久万町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道

-)・横通地区)計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成15年12月3日から平成16年1月7日まで

3 縦覧場所

久万町役場

○愛媛県告示第2210号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 平成15年12月2日

- 111. - 1. 11 - - 111. - 111 - - 111. - 111 - - 111. -

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊予郡松前町大字北川原字塩屋西2050の2
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

公 尝

〇公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとお り争議行為を行う旨の通知が平成15年11月21日あったので公 表する。

平成15年12月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成15年度年末一時金に関する事項・その他
- 2 日時 平成15年12月2日正午から本問題が解決に至るま での期間
- 3 場所 財団法人正光会今治病院 (今治市高市甲 786 - 13) 財団法人正光会宇和島病院

(宇和島市柿原1280番地)

4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為 を単独又は併用して実施する。